合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八ただし書	貯金者を	預金者を	条第二項の規定により適用する法
	貯金者に	預金者に	
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八各号	貯金者	預金者	
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十九	貯金の	預金の	
	貯金者	預金者	
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の二十第二項第一号	貯金者	預金者	再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する	法第九十二条の五の二第二項第二号に規定する貯金者等		

眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省、農林水産省、令第二号）第五条第六項			されるもの
			されるもの並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合に該当する特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下この項において同じ。）及び再編強化法附則第三十三条第二

内閣府、財務省、経済産業省			項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第八十三条第三項又は第百四条第二項の規定により経営困難農水産業協同組合とみなされるものに該当する特定承継会社

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省、経済産業			
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の三十七	貯金の	預金の	経営困難農水産業協同組合とみなされるもの並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する
	貯金者	預金者	
			る命令第五十七条の三十一の二十第二項第二号
	貯金者等に	預金者等に	法第九十二条の五の二第二項第二号に規定する預金者等